

～自然災害対策で知っておきたい 中小企業支援策～

川東社会保険労務士事務所・KCサポート株式会社

＝季節のコラム＝

夏に食べたい冷たい物。インスタ映えする『かき氷』が近年流行っていますね。清少納言が「あてなるもの(上品なもの)」として、氷を刃物で削って甘葛(あまづら)をかけたもの、と枕草子に記していて、平安時代にかき氷を楽しんでいたことがわかります。でも、これはもちろん特権階級だけ。

かき氷が広まったのは、西洋から製氷技術がもたらされた明治時代後半のこと。メニューは砂糖をふりかけた「雪」、砂糖蜜をかけた「みぞれ」、小豆餡をのせた「金時」が普通でした。

アイスクリームよりカロリーは低めですが、やはり食べすぎには注意ですね。

(事務局:鹿島)

★ご案内★

人事労務等のご相談がありましたら、お気軽にお問い合わせください。

☎ 06-6941-7113
fax 06-6941-7114

営業時間
9:00～18:00
土日祝休み

1、災害救助法が適用された災害時の支援

本法は、罹災者の救護が著しく困難で、かつ、多数の世帯の住家が滅失した状態等である被災地に、都道府県が適用し、自衛隊や日本赤十字社に応急的な救助の要請、調整、費用の負担を行うとともに、罹災者の救助・保護のための活動を行うことを定

めています。

中小企業向けには、(1)特別相談窓口の設置、(2)災害復旧貸付の実施、(3)セーフティネット保証4号の実施、(4)既往債務の返済条件緩和等、(5)小規模企業共済災害時貸付の適用等を行っています。

2、激甚災害に指定された再開時の支援と自助努力

激甚災害法に基づき指定されると、上記の支援への追加措置として、(1)災害関係保証(特例)の実施、(2)政府系金融機関の災害復旧貸付の金利引下げ、が行われます。

経済産業省が発表した資料では、“中小企業といえども、営利を目的として事業活動を行う主体であり、国の支援は事業者による自助を前提としたものである”とし、平成28年度の台風10号や平成29年度の九州北部豪雨の被災事業者へのヒアリング結果から、各種災害と保険対象の補償を組み合わせた総合保険や休業補償に係る商品を活用して損害をカバーしたケースに触れています。

また、保険商品の多様化を受け、細かいニーズに答えることが可能となっている一方、事業者がうまく活用するために商品の理解が不可欠である、としています。

今年は、大阪では地震、西日本は水害、加えて全国的に猛暑ときています。

今後、自然災害に対する備えは、必須になってくることでしょう。

私たちもいろいろ対策を講じていかなければなりませんね。



3、夏季休暇のお知らせ

夏季休暇のお知らせです。

8月11日(土)～16日(木)

とさせていただきます。

ご迷惑をおかけしますが、よろしくお願いいたします。



★ 所長(かわひがし)プロフィール ★

大阪府守口市出身。生粋の大阪人です。年令はナイショですが、機動戦士ガンダムの世代(ファースト)です。(大体分かりますね)前職は、病院で臨床検査技師を10数年しており、途中で社会保険労務士をめざし、勉強してやっと資格をとりました。事務所を守口市に構えてから、1年後には、大阪市中心区に移転し、現在の事務所に8年ほど前に移っております。独立してからは10年以上になりましたが、少しは貫禄(?)がでてきていいのと思う今日この頃です。(まだまだですが)これからも、皆様のご相談に親身に乘らせていただきたいと思っています。よろしくお願いいたします。

事務所へのアクセス



天満橋(地下鉄谷町線・京阪線)より徒歩6分

〒540-0036

大阪市中央区船越町2-1-5 吉見ビル2F

併設 KCサポート株式会社

★ 事務所・所長の近況 ★

<7月>

・年度更新が初旬に終わり、その後社会保険の手続きなどとしておりましたが、地震に引き続き西日本は洪水の被害に。直接の被害はないものの、何かと考えさせられました。

・中旬には東京へ出張したものの、帰ってくると猛暑が待ち構えていました。外出するにも、気力がある日々が続いています。皆様、どうぞ体調には十分お気をつけください。

※ 当事務所が保有する個人情報、当事務所が 販促サービスでの利用を目的とし、その他には個人情報を利用いたしません。今後このようなサービス(DM等)が不要な場合には、お手数ですが、当事務所までご連絡下さいますようお願い致します。